

# 登別市公園施設長寿命化計画

平成31年3月

(令和7年3月改訂)

北海道登別市 都市整備部土木・公園グループ

※本計画については、社会・経済情勢の変化や市の財政状況の変化などの要因により、年次計画等に変更が生じる場合があること、また記載している費用については概算金額であり、確定されたものではないことに御留意願います。

## 1. 都市公園整備状況

(平成30年11月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
44	59.64ha	0.0012 ha

## 2. 計画期間〔2019年度～2028年度(10箇年)〕

## 3. 計画対象公園

### ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	広場	都緑	その他(都公)	合計
35	3	1	3	0	0	0	0	0	0	2	0	44

### ②選定理由

当市の都市公園44箇所の内、開設からの経過年数1年～20年が4箇所、21年～30年が11箇所、31年～40年が14箇所、40年以上が15箇所、開設から20年を超えている公園が40箇所と全体の約9割を占めており、公園施設の老朽化が全体的に進んでいる状況にあることから、公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減を目指し、全ての都市公園において計画的な改築や修繕、適切な管理を推進する必要があるため、44箇所すべてを計画の対象とすることとした。

## 4. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

園路 広場	修景 施設	休養 施設	遊戯 施設	運動 施設	教養 施設	便益 施設	管理 施設	災害応 急対策 施設	その他	合計
80	91	142	180	16	8	73	476	0	0	1066

### ②これまでの維持管理状況

公園施設について、市職員及び業務委託により5月から11月の期間に月1回の日常点検、さらに遊戯施設については専門技術者による1年に1回の定期点検を実施しており、これらの点検をもとに塗装、消耗部品の交換等、施設の補修を実施している。

### ③選定理由

選定対象施設の内訳については、遊戯施設全体の27%、一般施設全体の87%の公園施設が設置年数からの経過年数による処分制限期間を超えており、破損状況によっては重大な事故を引き起こす可能性があることから定期的な安全点検や計画的な改築、修繕等を行う必要があり、また、処分制限期間をすぎている施設についても長寿命化、安全性の維持確保が必要と考え、すべての施設を選定した。

経過年数	遊戯施設	一般施設		
		内処分制限 期間超	一般施設	内処分制限 期間超
1～10	131 施設	0 施設	82 施設	0 施設
11～30	11 施設	11 施設	266 施設	237 施設
30以降	38 施設	38 施設	538 施設	532 施設

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

イ. 点検調査実施時期と期間：平成30年11月

ロ. 点検調査体制

①遊戯施設の点検調査体制：公園施設製品安全管理士の資格を有する調査員5名

②遊戯施設以外の点検調査体制：施設管理者が専門技術者として認めた調査員2名

ハ. 点検調査方法：目視、触診、聴診などと検査器具や測定器具を使用した診断を行い、摩耗状況や変形、経年変化などを確認する劣化診断と、遊具の形状や安全領域などを確認する規準診断を実施した。

ニ. 点検の結果、遊戯施設のA判定は50施設、B判定は99施設、C判定は26施設、D判定は5施設となっており、修繕が必要なもの及び緊急な修繕又は改築が必要なものであるC・D判定の遊戯施設は約17%となっている。一般施設についても全体の87%の施設が処分制限期間を超えており、劣化が進んでいる状況である。

## 6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

イ. 公園施設の種類に応じた日常点検・定期点検の点検頻度と実施体制 公園施設全般にわたり、市担当職員又は市が委託する者が1月に1回（5月から11月まで）日常点検を実施する。

特に遊戯施設については、市が委託する専門業者による定期点検を1年に1回実施する。

ロ. 点検方法等の基本的な方針

- ・日常点検は主に目視により施設の異常の有無を確認する。
- ・定期点検は、目視、触診、聴診、打診、揺動診断及び検測により構造部材や消耗部材等についてより詳細、入念な点検を行い劣化状況の判定を行う。
- ・点検により異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止の措置を行ったうえで、修繕方法等について検討し、適切な対策を講じることとする。

## 7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

遊戯施設については、計画的に消耗部品の交換や塗装等の修繕を行い、劣化・損傷による事故を未然に防ぐとともに施設の延命化を図る。

噴水等、動力を使用している施設については、定期的にメンテナンスを行い、施設の延命化を図る。

その他の施設については、安全点検等により異常を確認した場合は、迅速に必要な安全対策を講じるとともに、損傷の拡大を防ぐ措置をとることにより、施設の延命化を図る。

○対策の優先順位

健全度判定がC、D判定のものや経過年数が処分制限期間を超えているもの及び公園の利用頻度を考慮し、総合的に判断した上で修繕、改築を行う。

## 8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容、時期等

※別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による。

## 9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

本計画により適切で計画的な維持管理を行うことにより、公園施設の安全性や快適性の向上が図られ、施設の延命化により単年度当たり35,450千円のコスト縮減が見込まれる。

(様式1) 公園施設長寿命化計画調書 (総括表)

公園名	種別	供用年度	長寿命化を実施する公園施設	具体的施設名称	主な公園施設			長寿命化対象公園施設数(種類)	年次計画(費用)										単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額(千円)	
					設置年度	経過年数	処分制限期間など		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		
緑ヶ丘公園	街区公園	S42	ブランコ	大型2人用ブランコ	H29.01.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	10			245		15			245		135
	街区公園	S42	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H29.01.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S42	滑台	中一流型滑台(S)	H29.01.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
	街区公園	S42	クライム	ネット遊具	H29.01.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	クライム	1											
	街区公園	S42	鉄棒	3間低鉄棒	H29.01.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	鉄棒	1											
	街区公園	S42	シーソー	弓型シーソー	H29.01.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
東公園	街区公園	S42	ブランコ	大型2人用ブランコ	H23.12.26	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1			245		115				245	15	159
	街区公園	S42	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H23.12.26	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S42	シーソー	弓型シーソー	H23.12.26	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
	街区公園	S42	滑台	大一流型滑台	H23.12.26	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
	街区公園	S42	鉄棒	3間低鉄棒	H23.12.26	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	鉄棒	1											
	街区公園	S42	門	門柱	S42.11.20	51	処分制限が過ぎている	門	1											
中央公園	街区公園	S43	ブランコ	大型2人用ブランコ	H27.02.28	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	143	245				15	1,750				151
	街区公園	S43	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H27.02.28	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S43	滑台	中一流型滑台	H27.02.28	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
	街区公園	S43	鉄棒	3間中鉄棒	H27.02.28	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	鉄棒	1											
	街区公園	S43	シーソー	弓型シーソー	H27.02.28	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
	街区公園	S43	雲梯	ヒネリン	H27.02.28	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	雲梯	1											
しおみ公園	街区公園	S43	照明施設	公園灯	S43.10.14	55	処分制限期間が過ぎている	照明施設	1	7,469			50		50				150	307
	街区公園	S43	さく	外周柵	S43.10.15	50	処分制限が過ぎている	さく	1											
北公園	街区公園	S43	ブランコ	大型2人用ブランコ	H24.01.25	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	10			415		50	1,500	3,500	415	200	431
	街区公園	S43	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H24.01.25	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S43	シーソー	弓型シーソー①	H24.01.25	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
	街区公園	S43	シーソー	弓型シーソー②	H24.01.25	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
	街区公園	S43	滑台	大一流型滑台	H24.01.25	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
	街区公園	S43	ジャングルジム	スネイクジャングル	H24.01.25	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ジャングルジム	1											
	街区公園	S43	鉄棒	3間低鉄棒	S43.11.15	50	処分制限が過ぎている	鉄棒	1											
	街区公園	S43	砂場	砂場(PC枠)	S44.06.30	49	処分制限が過ぎている	砂場	1											
	街区公園	S43	照明施設	公園灯	S43.11.15	55	処分制限期間が過ぎている	照明施設	1											
	街区公園	S43	門	門柱	S43.11.15	50	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	門	1											
富士1号公園	街区公園	S44	休憩所	四阿	S44.05.20	49	処分制限が過ぎている	休憩所	1			180		4,769			130	295		493
	街区公園	S44	ブランコ	大型2人用ブランコ	H24.02.17	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1											
	街区公園	S44	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)①	H24.02.17	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S44	ブランコ	大型2人用ブランコ②	H24.02.17	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1											
	街区公園	S44	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)②	H23.09.30	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S44	シーソー	弓型シーソー①	H24.01.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
	街区公園	S44	シーソー	弓型シーソー②	H24.01.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
	街区公園	S44	滑台	放射型滑台	H23.05.31	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
	街区公園	S44	鉄棒	3間低鉄棒	H23.11.30	7	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	鉄棒	1											
	西公園	街区公園	S44	ベンチ	椅子ブランコ(固定)	S44.10.31	49	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1					1,012	60				445
街区公園		S44	ブランコ	大型2人用ブランコ	H30.01.31		処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1											
街区公園		S44	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H30.01.31		処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
街区公園		S44	シーソー	弓型シーソー	H30.01.31		処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1											
街区公園		S44	滑台	大一流型滑台(S)	H30.01.31		処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											
街区公園		S44	鉄棒	3間低鉄棒	S44.10.31	49	処分制限が過ぎている	鉄棒	1											
旭公園	街区公園	S44	休憩所	四阿	S44.10.31	49	処分制限が過ぎている	休憩所	1	235			4,750	15	80			180	1,515	1,196
	街区公園	S44	ブランコ	大型2人用ブランコ	H24.09.30	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1											
	街区公園	S44	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H24.09.30	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S44	ブランコ	チェアブランコ	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1											
	街区公園	S44	安全柵	チェアブランコ安全柵(両)	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S44	鉄棒	3間低鉄棒	S44.10.31	49	処分制限が過ぎている	鉄棒	1											
富士2号公園	街区公園	S47	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	315					130					74
	街区公園	S47	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S47	滑台	中一流型滑台	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1											

(様式1) 公園施設長寿命化計画調書 (総括表)

公園名	種別	供用年度	長寿命化を実施する公園施設	具体的施設名称	主な公園施設			長寿命化対象公園施設数(種類)	年次計画(費用)										単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額(千円)
					設置年度	経過年数	処分制限期間など		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
楢の木公園	街区公園	S48	ベンチ	背ありベンチ	S48.07.26	45	処分制限が過ぎている	ベンチ	1	250	50				100		50	245	258
	街区公園	S48	滑台	中一流型滑台	H25.04.30	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1										
	街区公園	S48	ブランコ	大型2人用ブランコ	H25.04.30	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1										
	街区公園	S48	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(片)	H25.04.30	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1										
	街区公園	S48	鉄棒	3間低鉄棒	S48.07.26	45	処分制限が過ぎている	鉄棒	1										
	街区公園	S48	砂場	砂場(PC枠)	S48.07.26	45	処分制限が過ぎている	砂場	1										
	街区公園	S48	プレイウォール	ポップロック(ダブル)	H25.04.30	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	プレイウォール	1										
	街区公園	S48																	
かえで公園	街区公園	S49	休憩所	パーゴラ	S49.11.30	44	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	休憩所	1	135		30	145	1,507		350		1,040	
	街区公園	S49	ベンチ	背ありベンチ	S49.11.30	44	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1										
	街区公園	S49	ベンチ	背なしベンチ	S49.11.30	44	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1										
	街区公園	S49	ブランコ	大型2人用ブランコ	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1										
	街区公園	S49	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1										
	街区公園	S49	シーソー	単列シーソー	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1										
	街区公園	S49	鉄棒	3間低鉄棒	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	鉄棒	1										
	街区公園	S49	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1										
	街区公園	S49	さく	外周柵	S49.11.30	44	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	さく	1										
	街区公園	S49	照明施設	公園灯	S49.11.30	49	処分制限期間が過ぎている	照明施設	1										
常盤公園	街区公園	S50	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.11.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	245				245				169	
	街区公園	S50	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.11.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1										
	街区公園	S50	滑台	中一流型滑台	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1										
	街区公園	S50	砂場	砂場(PC枠)	S60.03.14	33	処分制限が過ぎている	砂場	1										
	街区公園	S50	雲梯	ヒネリン	H26.11.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	雲梯	1										
若草1号公園	街区公園	S51	ブランコ	大型2人用ブランコ	H27.05.31	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	30	115			30	115		99		
	街区公園	S51	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H27.05.31	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1										
	街区公園	S51	滑台	中一流型滑台	H28.02.28	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1										
	街区公園	S51	シーソー	2間(PC)	H28.02.28	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1										
観別1号公園	街区公園	S52	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.02.28	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	305				300	1,399			255	
	街区公園	S52	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.06.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1										
	街区公園	S52	シーソー	単列シーソー	S52.09.30	41	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	シーソー	1										
	街区公園	S52	滑台	中一流型滑台	H26.02.28	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1										
	街区公園	S52	さく	外周柵	S52.09.30	41	処分制限が過ぎている	さく	1										
	街区公園	S52	さく	外周柵	S52.09.30	41	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	さく	1										
柏木公園	街区公園	S55	ベンチ	背なしベンチ	S60.03.14	33	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1	115			245	1,650		230	202		
	街区公園	S55	ブランコ	大型2人用ブランコ	H25.08.31	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1										
	街区公園	S55	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H25.10.31	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1										
	街区公園	S55	滑台	中一流型滑台	H25.09.30	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1										
	街区公園	S55	シーソー	単列シーソー	H25.10.31	5	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1										
めばえ公園	街区公園	S56	スプリング遊具	スプリング遊具(バイク①)	S56.02.27	37	処分制限が過ぎている	スプリング遊具	1	85	15	15	15	2,463	100	15	15	15	120
	街区公園	S56	スプリング遊具	スプリング遊具(バイク②)	S56.02.27	37	処分制限が過ぎている	スプリング遊具	1										
	街区公園	S56	健康遊具	スプリングバー	S56.02.27	37	処分制限が過ぎている	健康遊具	1										
	街区公園	S56	健康遊具	腕掛けベンチ	S56.02.27	37	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	健康遊具	1										
さわやか公園	街区公園	S56	ベンチ	スツール	S56.12.09	37	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1	165	15	130	15	1,700	15	130		294	
	街区公園	S56	ブランコ	大型2人用ブランコ	H24.03.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1										
	街区公園	S56	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H24.03.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1										
	街区公園	S56	滑台	放射型滑台	H24.03.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1										
	街区公園	S56	シーソー	弓型シーソー	H24.03.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1										
	街区公園	S56	鉄棒	3間中鉄棒	S56.12.09	37	処分制限が過ぎている	鉄棒	1										
	街区公園	S56	砂場	砂場(PC枠)	S56.12.09	37	処分制限が過ぎている	砂場	1										
	街区公園	S56	小動物	小動物 ウサギ	S56.12.09	37	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的に修繕を行う	小動物	1										
	街区公園	S56	小動物	小動物 シカ	S56.12.09	37	処分制限が過ぎている	小動物	1										
	街区公園	S56																	
亀田記念公園	総合公園	S57	休憩所	四阿	S57.10.01	36	処分制限が過ぎている	休憩所	1	50	50			50		50	1,828		
	総合公園	S57	コンビネーション	木製コンビネーション	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1										
のぞみ公園	街区公園	S58	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1	30	130			30		160	944		
	街区公園	S58	スプリング遊具	リンク遊具(ヒコキ)	H30.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	スプリング遊具	1										
	街区公園	S58	スプリング遊具	リンク遊具(クルマ)	H30.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	スプリング遊具	1										
	街区公園	S58	ブランコ	大型2人用ブランコ	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1										
街区公園	S58	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1											

(様式1) 公園施設長寿命化計画調書 (総括表)

公園名	種別	供用年度	長寿命化を実施する公園施設	具体的施設名称	主な公園施設			長寿命化対象公園施設数(種類)	年次計画(費用)										単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額(千円)	
					設置年度	経過年数	処分制限期間など		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		
わかば公園	街区公園	S58	ブランコ	大型2人用ブランコ	H29.11.30	1	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	ブランコ	1	100			130		100			130		917
	街区公園	S58	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H29.11.30	1	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S58	コンビネーション	複製コンビネーション	H29.12.31	1	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	コンビネーション	1											
	街区公園	S58	さく	防球ネット	S58.10.28	35	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的な修繕を行う	さく	1											
なかよし公園	街区公園	S60	ブランコ	大型2人用ブランコ	H25.02.28	5	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	ブランコ	1	130				15	130				15	89
	街区公園	S60	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H25.02.28	5	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S60	滑台	大一流型滑台	H25.02.28	5	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	滑台	1											
	街区公園	S60	鉄棒	3間中鉄棒	H25.05.31	5	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	鉄棒	1											
ことぶき公園	街区公園	S60	鉄棒	3間低鉄棒	S59.10.20	34	処分制限が過ぎている	鉄棒	1	215	215				215	1,550				158
	街区公園	S60	砂場	砂場(PC枠)	S59.10.20	34	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的な修繕を行う	砂場	1											
	街区公園	S60	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	ブランコ	1											
	街区公園	S60	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	安全柵	1											
川上公園	総合公園	S42	休憩所	四阿	S61.11.25	32	処分制限が過ぎている	休憩所	1	7,550	265	50	465	2,500	9,070	8,300	8,500	19,300	12,700	1,850
	総合公園	S42	休憩所	パーゴラ	S63.12.10	30	処分制限が過ぎている	休憩所	1											
	総合公園	S42	ベンチ	背ありベンチ	S59~H01	34	処分制限が過ぎている	ベンチ	1											
	総合公園	S42	ベンチ	背なしベンチ	S59~H01	34	処分制限が過ぎている	ベンチ	1											
	総合公園	S42	シーソー	弓型シーソー①	S62.12.21	31	処分制限が過ぎている	シーソー	1											
	総合公園	S42	シーソー	弓型シーソー②	S62.12.21	31	処分制限が過ぎている	シーソー	1											
	総合公園	S42	ブランコ	複型4人用ブランコ	S62.12.21	31	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的な修繕を行う	ブランコ	1											
	総合公園	S42	安全柵	複型4人用ブランコ安全柵(両)	S62.12.21	31	処分制限が過ぎている	安全柵	1											
	総合公園	S42	滑台	大一流型滑台	S62.12.21	31	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的な修繕を行う	滑台	1											
	総合公園	S42	ジャングルジム	木製ジャングルジム	S62.12.21	31	処分制限が過ぎている	ジャングルジム	1											
	総合公園	S42	木製遊具	木製平均台(丸木ステップ付)	S62.12.21	31	処分制限が過ぎている	木製遊具	1											
	総合公園	S42	滑台	ローラー滑台	S62.12.21	31	処分制限が過ぎている	滑台	1											
	総合公園	S42	水飲場	水飲台	S60~H02	33	処分制限が過ぎている	水飲場	1											
	総合公園	S42	照明施設	公園灯	H03.09.30	27	処分制限が過ぎている	照明施設	1											
わらべ公園	街区公園	S61	野外卓	野外卓	S61.01.20	32	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的な修繕を行う	野外卓	1	50	65	130			1,550	5,150		50	435	
	街区公園	S61	休憩所	四阿	S61.01.20	32	処分制限が過ぎている	休憩所	1											
	街区公園	S61	ブランコ	大型2人用ブランコ	H23.12.06	7	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	ブランコ	1											
	街区公園	S61	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H23.12.06	7	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S61	滑台	大一流型滑台	H23.12.06	7	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	滑台	1											
	街区公園	S61	鉄棒	3間低鉄棒	S60.12.25	33	処分制限が過ぎている	鉄棒	1											
くさぶえ公園	街区公園	S61	ブランコ	大型2人用ブランコ	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	ブランコ	1		100		130		100			130		141
	街区公園	S61	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S61	滑台	中一流型滑台	H29.07.21	1	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	滑台	1											
	街区公園	S61	砂場	砂場(PC枠)	S60.12.25	33	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的な修繕を行う	砂場	1											
若草中央公園	近隣公園	S62	ベンチ	背なしベンチ	S60.12.25	33	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的な修繕を行う	ベンチ	1	1,243	16,082	200		2,410	50		50			3,744
	近隣公園	S62	滑台	象型滑台	S60.12.15	33	処分制限が過ぎている	滑台	1											
	近隣公園	S62	コンビネーション	複製コンビネーション	S62.03.24	31	処分制限が過ぎている	コンビネーション	1											
	近隣公園	S62	テニスコート	テニスコート	S62.02.14	31	処分制限が過ぎている	テニスコート	1											
	近隣公園	S62	さく	ネットフェンス	S62.02.14	31	処分制限が過ぎている	さく	1											
	近隣公園	S62	噴水	噴水	S62.02.14	31	処分制限が過ぎている	噴水	1											
のびのび公園	街区公園	S62	野外卓	野外卓	S61.11.25	32	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的な修繕を行う	野外卓	1		70	235		1,683	100	50		45	298	
	街区公園	S62	ブランコ	大型2人用ブランコ	H25.05.31	5	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	ブランコ	1											
	街区公園	S62	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H25.08.31	5	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S62	滑台	中一流型滑台	H25.07.31	5	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	滑台	1											
	街区公園	S62	鉄棒	3間中鉄棒	H25.08.31	5	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	鉄棒	1											
	街区公園	S62	小動物	リンク遊具 ラッコ	S61.11.25	32	処分制限が過ぎている	小動物	1											
	街区公園	S62	小動物	リンク遊具 エリマキくん	S61.11.25	32	処分制限が過ぎている	小動物	1											
	街区公園	S62	砂場	砂場(PC枠)	S61.11.25	32	処分制限が過ぎている	砂場	1											
	街区公園	S62	水飲場	水飲台	S61.11.25	32	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的な修繕を行う	水飲場	1											
	街区公園	S62	さく	外周柵	S61.11.25	32	処分制限が過ぎている	さく	1											
もみじ公園	街区公園	S63	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	ブランコ	1	230		100			230		100			180
	街区公園	S63	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	安全柵	1											
	街区公園	S63	滑台	中一流型滑台	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	滑台	1											
	街区公園	S63	砂場	砂場(PC枠)	S61.11.25	32	処分制限が過ぎているが、変化が少なく定期的な修繕を行う	砂場	1											
	街区公園	S63	シーソー	弓型シーソー	H26.08.31	4	処分制限期間内であるが、定期的な修繕を行う	シーソー	1											

(様式1) 公園施設長寿命化計画調書 (総括表)

公園名	種別	供用年度	長寿命化を実施する公園施設	具体的施設名称	主な公園施設			長寿命化対象公園施設数(種類)	年次計画(費用)										単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額(千円)		
					設置年度	経過年数	処分制限期間など		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028			
つくし公園	街区公園	S63	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	130	315				130	1,550					149
	街区公園	S63	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1												
	街区公園	S63	滑台	中一流型滑台	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1												
	街区公園	S63	鉄棒	3間低鉄棒	S62.11.20	31	処分制限が過ぎている	鉄棒	1												
	街区公園	S63	雲梯	ヒネリン	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	雲梯	1												
	街区公園	S63	さく	外周柵	S63.02.09	30	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	さく	1												
新川公園	近隣公園	H1	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H27.11.30	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1	50	3,806				50	50		60		1,494	
	近隣公園	H1	休憩所	四阿	H01.01.27	29	処分制限が過ぎている	休憩所	1												
めぐみ公園	街区公園	H1	ブランコ	大型2人用ブランコ	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1				130	100					130	100	143
	街区公園	H1	ブランコ	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1												
	街区公園	H1	滑台	中一流型滑台	H29.08.31	1	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1												
	街区公園	H1	砂場	砂場(PC枠)	S63.10.15	30	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	砂場	1												
	街区公園	H1	ベンチ	背なしベンチ	S63.10.15	30	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1												
すずらん公園	街区公園	H1	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.02.28	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	160	30		15		145	50	1,500				141
	街区公園	H1	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.06.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1												
	街区公園	H1	滑台	中一流型滑台	H26.04.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1												
	街区公園	H1	鉄棒	3間低鉄棒	S63.10.15	30	処分制限が過ぎている	鉄棒	1												
登別ビーチパーク	総合公園	H2	休憩所	マルチシェルター	H01.12.10	29	処分制限が過ぎている	休憩所	1	150			50	100		100	100		5,350	313	
	総合公園	H2	ベンチ	スツール	H02.07.18	28	処分制限が過ぎている	ベンチ	1												
	総合公園	H2	ベンチ	背ありベンチ	H01.12.10	29	処分制限が過ぎている	ベンチ	1												
いなほ公園	街区公園	H3	ブランコ	大型2人用ブランコ	H24.09.30	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	30			345					1,500	345		976
	街区公園	H3	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1												
	街区公園	H3	鉄棒	3間低鉄棒	H03.09.30	27	処分制限が過ぎている	鉄棒	1												
	街区公園	H3	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1												
	街区公園	H3	健康遊具	ぶら下がり	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	健康遊具	1												
	街区公園	H3	健康遊具	ストレッチ	H24.10.31	6	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	健康遊具	1												
あおぞら公園	街区公園	H5	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H26.11.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1	230				230						923	
	街区公園	H5	ブランコ	大型2人用ブランコ	H26.11.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1												
	街区公園	H5	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H26.11.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1												
	街区公園	H5	シーソー	可動シーソー	H26.09.30	4	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	シーソー	1												
ひまわり公園	街区公園	H6	ベンチ	背なしベンチ	H6.12.1	24	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	ベンチ	1	340	30			1,508	115	15	100			906	
	街区公園	H6	ブランコ	大型2人用ブランコ	H28.09.30	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1												
	街区公園	H6	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H28.09.30	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1												
	街区公園	H6	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H28.12.31	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1												
	街区公園	H6	照明施設	公園灯	H6.12.1	29	処分制限期間が過ぎている	照明施設	1												
ひよどり公園	街区公園	H8	ブランコ	大型2人用ブランコ	H08.03.31	22	処分制限が過ぎている	ブランコ	1	1,507				100	30				100	74	
	街区公園	H8	安全柵	2人用ブランコ安全柵(両)	H08.03.31	22	処分制限が過ぎている	安全柵	1												
	街区公園	H8	滑台	中型滑台	H30.02.28		処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	滑台	1												
美園公園	街区公園	H8	ブランコ	大型2人用ブランコ	H28.12.31	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	ブランコ	1	150	30				130	30				1,019	
	街区公園	H8	安全柵	大型2人用ブランコ安全柵(両)	H28.12.31	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	安全柵	1												
	街区公園	H8	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H28.12.31	2	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	コンビネーション	1												
	街区公園	H8	鉄棒	3間中鉄棒	H27.03.31	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	鉄棒	1												
	街区公園	H8	はん登棒	パイプクライム	H27.03.31	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	はん登棒	1												
	街区公園	H8	さく	外周柵	H08.10.31	22	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	さく	1												
富岸公園	近隣公園	H10	広場	多目的広場	H08.07.15	22	処分制限が過ぎている	広場	1	50	15,684	30,448	38,258	24,891	8,200	100	7,100	100	100	7,312	
	近隣公園	H10	コンビネーション	木製コンビネーション	H10.04.01	20	処分制限が過ぎている	コンビネーション	1												
	近隣公園	H10	コンビネーション	鋼製コンビネーション	H10.04.01	20	処分制限が過ぎている	コンビネーション	1												
	近隣公園	H10	健康遊具	トレーニングステーション	H10.04.01	20	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	健康遊具	1												
	近隣公園	H10	健康遊具	腕立てベンチ	H10.04.01	20	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	健康遊具	1												
	近隣公園	H10	健康遊具	背伸ばしチェア	H10.04.01	20	処分制限が過ぎているが、劣化が少なく定期的に修繕を行う	健康遊具	1												
	近隣公園	H10	バスケットボールゴール	バスケットリング	H10.04.01	20	処分制限が過ぎている	バスケットボールゴール	1												
	近隣公園	H10	休憩所	四阿	H10.04.01	20	処分制限が過ぎている	休憩所	1												
	近隣公園	H10	さく	テニス練習板	H10.04.01	20	処分制限が過ぎている	さく	1												
	近隣公園	H10	さく	防球フェンス	H08.07.15	22	処分制限が過ぎている	さく	1												
	都市緑地	H11	照明施設	公園灯	H11.12.01	19	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	照明施設	1												15
都市緑地	H27	園路	園路	H27.4	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	園路	1													
都市緑地	H27	さく	立入防止外周柵	H27.4	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	さく	1													
都市緑地	H27	門	門	H27.4	3	処分制限期間内であるが、定期的に修繕を行う	門	1	227	20,947	34,081	35,759	45,453	39,536	34,522	37,949	46,215	37,635	38,225	35,450	
合計																					

公園箇所数計: 41箇所

概算費用合計: 370,322







(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名： 2 東公園 (街区公園)

供用年度：S42.11.20

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期																				
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028											
管理施設	標識	注意標識		木製	S42	51	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																					
	標識	注意標識		木製	S42	51	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																					
	標識	案内板	避難場所	鋼製	S42	51	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																					
	塀	縁石	182m	コンクリート	S42	51	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																					
修景施設	芝生	芝生	261 m <sup>2</sup>	芝生	S42	51		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																					
															245		115													245				15

概算費用合計 (千円) : 620

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 3 中央公園 (街区公園)

供用年度 : S43.10.14

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む)・時期												
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028			
	照明施設	公園灯		鋼製	S43	55	15	R5	処分制限期間が過ぎており、全体的に発錆や劣化がみられ、改修が必要である。	高	予防保全型	処分制限期間が過ぎている。全体的に発錆や劣化がみられ、改修が必要である。改修後は日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2025年								改修				部分補修等	
	標識	園名板		木製	S43	50	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
	標識	注意標識		木製	S42	51	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
	標識	案内板	避難場所	鋼製	S42	51	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	さく	外周柵	パイプ製 H=0.60 164m	鋼製	S43	50	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
修景施設	芝生	芝生	1,338 m <sup>2</sup>	芝生	S43	50		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
													143	245						15	1,750					50

概算費用合計 (千円) : 2,203

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)







(様式 2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 5 北公園 (街区公園)

供用年度 : S43.11.15

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期															
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028						
	水飲場	水飲台	破損	コンクリート	S43	50	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
管理施設	照明施設	公園灯		鋼製	S43	55	15	R5	処分制限期間が過ぎており、全体的に発錆や劣化がみられ、改修が必要である。	高	予防保全型	処分制限期間が過ぎている。全体的に発錆や劣化がみられ、改修が必要である。改修後は日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2025年													改修		部分補修等	
	標識	園名板		木製	S43	50	7	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
	標識	注意標識		木製	S43	50	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
	標識	案内板	避難場所	鋼製	S43	50	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
	門	門柱	石一部崩落	コンクリート	S43	50	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																部分補修等
	車止め	車止め		鋼製	S43	50	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																部分補修等
	塀	縁石	102m	コンクリート	S43	50	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
修景施設	芝生	芝生	834 m <sup>2</sup>	芝生	S43	50		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
													10				415			50	1,500	3,500	415	200					

概算費用合計(千円) : 6,090

※「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)











(様式 2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 7 西公園 (街区公園)

供用年度 : S44.10.31

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策(点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期																					
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028												
	芝生	芝生	2,580 m <sup>2</sup>	芝生	S54	39	H30		処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全面	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																						
																						1,012	60									445			

概算費用合計(千円) : 1,517

※「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」

※「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名： 8 旭公園 (街区公園)

供用年度：S44.10.31

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改善・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改善、更新含む)・時期													
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028				
管理施設	標識	標識	園名板	木製	S44	49	7	H30	処分制限期間は過ぎ、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
管理施設	標識	注意標識	公園利用者	木製	S44	49	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要はない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
管理施設	標識	注意標識	犬の散歩禁止1・犬のフン禁止2	木製	S44	49	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
管理施設	標識	案内板	避難場所	鋼製	S44	49	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
管理施設	標識	注意標識		木製	S61	32	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要はない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
管理施設	さく	外周柵	パイプ製 H=0.80 189m 3箇所折れ・錆腐食・傾きあり	鋼製	S44	49	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要はない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
管理施設	照明施設	公園灯	基礎露出	鋼製	S44	49	25	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要はない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
管理施設	車止め	車止め		鋼製	S44	49	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
管理施設	車止め	車止め		コンクリート	S44	49	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要はない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
管理施設	塀	縁石	200m	コンクリート	S44	49	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要はない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
修景施設	芝生	芝生	990㎡	芝生	S44	49		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要はない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
													235				4,750	15	80						180	1,515	

概算費用合計(千円)： 6,775

※「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)

(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名: 9 桜木公園 (街区公園)

供用年度: S46.6.9

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期											
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		
園路・広場	広場	多目的広場	955 m <sup>2</sup>	ダスト	S46	47	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全面型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												
	園路	園路	167 m <sup>2</sup>	アスファルト	S46	47	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全面型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												
運動施設	サッカーゴール	ゴールポスト		鋼製	S46	47	18	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要はないが、塗装については再塗装が必要である。	低	予防保全面型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降												
管理施設	さく	外周柵	パイプ製 H=4.00m 46.5m	鋼製	S46	47	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要はない。	低	予防保全面型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降												
	さく	防護ネット	H=8.00m 19m	コンクリート	S46	47	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全面型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												
	標識	注意標識		鋼製	S46	47	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全面型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												
	標識	案内板	遊遊場所	鋼製	S46	47	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全面型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												
便益施設	駐輪場	駐輪場	8.4 m <sup>2</sup>	コンクリート	S46	47	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全面型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												
修景施設	つき山	つき山	512 m <sup>2</sup>	芝生	S46	47		H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全面型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降												

概算費用合計 (千円):

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期												
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028			
													315								130					

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。（「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」）

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。（「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等）





公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対策内容 ( 改築、更新含む ) ・ 時期										
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
													250	50						100			50	245

概算費用合計 (千円): 695

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式 2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的な対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期										
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
	標識	園名板	ぐらつき有り	木製	S49	44	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
	標識	注意標識	公園利用看板	木製	S49	44	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
	標識	注意標識	犬散歩禁止看板	木製	S49	44	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
	標識	案内板	遊遊場所	鋼製	S49	44	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
	標識	注意標識		木製	S49	44	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降											
	塀	縁石	121m	コンクリート	S49	44	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
	照明施設	公園灯		鋼製	S49	49	15	R5	処分制限期間が過ぎ、支柱が全体的に錆び、一部断面欠損が発生していることから改修が必要である。	高	予防保全型	処分制限期間が過ぎている。支柱が全体的に錆び、一部断面欠損が発生していることから改修が必要である。改修後は日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2024年							改修				部分補修等
	車止め	車止め		鋼製	S49	44	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
修景施設	芝生	芝生	803 m <sup>2</sup>	芝生	S49	44		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降											
													135		30	145		1,507					350	

概算費用合計 (千円) : 2,167

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿化計画調書 (都市公園別)

公園名: 13 常盤公園 (街区公園)

供用年度: S50.11.29

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対策内容 ( 改築、更新含む ) ・ 時期																	
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028								
修景施設	芝生	芝生	429 m	芝生	S50	43	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																			
												245									245										

概算費用合計 (千円): 490

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期																	
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028								
管理施設	照明施設	公園灯		銅製	S50	43	25	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																		
	塀	縁石	140m	コンクリート	S51	42	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																		
修景施設	芝生	芝生	590 m <sup>2</sup>	芝生	S51	42		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																		
														30	115												30	115			

※「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。（「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」）

※「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。（「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等）



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期																				
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028											
管理施設	さく	外周柵	金網 H=3.0 15m	鋼製	S52	41	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化が見られるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降	部分補修等																				
管理施設	塀	縁石	88m	コンクリート	S52	41	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化が見られるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																					
修景施設	芝生	芝生	277 m <sup>2</sup>	芝生	S52	41		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化が見られるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																					
													305													300	1,399							

概算費用合計 (千円) : 2,004

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名： 16 柏木公園 (街区公園)

供用年度：S55.2.1

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期																									
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028																
	標識	注意標識		木製	S60	33	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																										
	照明施設	公園灯		銅製	S60	33	25	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																										
	塀	縁石	390m	コンクリート	S60	33	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																										
修景施設	芝生	芝生	4.470 m	芝生	S60	33		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																										
														115							245																		

概算費用合計 (千円) : 590

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式 2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名： 17 めばえ公園 (街区公園)

供用年度：S56.2.27

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期												
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028			
	照明施設	公園灯		銅製	S56	37	25	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	塀	縁石	76m	コンクリート	S56	37	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
修景施設	つき山	つき山	154 m <sup>2</sup>	芝生	S56	37		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
	芝生	芝生	414 m <sup>2</sup>	芝生	S56	37		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
便施設	水飲場	水飲台	冬囲い	コンクリート	S56	37	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
													85	15	15	15	2,463	100	15	15	15	15				

概算費用合計 (千円) : 2,753

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名: 18 さわやか公園 (街区公園)

供用年度: S56.12.9

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期										
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
	さく	目隠し堀	H=1.45	木製	S56	37	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	2029年以降												
	車止め	車止め		コンクリート	S56	37	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	事後保全型	2029年以降												
	標識	園名板		木製	S56	37	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	2029年以降												
	標識	注意標識	公園を利用する皆さんへ	木製	S56	37	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	2029年以降												
	標識	注意標識		木製	S56	37	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降												
	標識	案内板	避難場所	鋼製	S56	37	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降												
	標識	注意標識	公園を利用する皆さんへ	木製	S56	37	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降												
	照明施設	公園灯		鋼製	S56	37	25	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	2029年以降												
	塀	緑石	140m	コンクリート	S56	37	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	2029年以降												
修景施設	芝生	芝生	550 m <sup>2</sup>	芝生	S56	37		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	2029年以降												
便益施設	便所	便所	1.5 m <sup>2</sup>	木造	S56	37	24	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	2029年以降												
														165	15	130	15		1,700	15	130			

概算費用合計(千円): 2,170

※「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)













(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名： 20 のぞみ公園 (街区公園)

供用年度：S58.10.6

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期										
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
管理施設	標識	注意標識		木製	S58	35	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	2029年以降												
	標識	注意標識	犬散歩禁止看板	木製	S58	35	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降												
	標識	案内板	避難場所	鋼製	S58	35	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降												
修景施設	花壇	花壇	1	コンクリート	S58	35	20	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降												
	芝生	芝生	172 m <sup>2</sup>	芝生	S58	35		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	2029年以降												
															30	130		30					160	

概算費用合計(千円)：

※「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名: 21 わかば公園 (街区公園)

供用年度: S58.10.28

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期																
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028							
管理施設	標識	注意標識	1.4m × 2.0m	木製	S58	35	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
	標識	注意標識	公園・広場内で犬の	木製	S58	35	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
	標識	案内板	避難場所	鋼製	S58	35	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
	車止め	車止め		コンクリート	S58	35	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
	さく	外周柵	H=0.75 67m 変形あり	鋼製	S58	35	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
	さく	防球ネット	H=1.9 80m 塗装剥離 有り H=1.2 6.5m H=1.0 16.5m	鋼製	S58	35	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降	部分補修等											部分補修等					
	塀	縁石	155m	コンクリート	S58	35	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
	雨水貯留施設	浄化槽	0.70 × 1.80	コンクリート	S58	35	45	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
	水道	水道メーター		鋼製	S58	35	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
運動施設	運動用具倉庫	ゲートボール用具入	1.98 m <sup>2</sup>	鋼製	S58	35	22	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
修景施設	芝生	芝生	457 m <sup>2</sup>	芝生	S58	35		H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
													100				130								100					130

概算費用合計 (千円): 460

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 22 なかよし公園 (街区公園)

供用年度 : S60.3.14

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期															
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028						
管理施設	標識	注意標識	公園を利用するみなさん	木製	S60	33	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
	照明施設	公園灯	時計設置	銅製	S60	33	25	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
	車止め	車止め		コンクリート	S59	34	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要はない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																
修景施設	芝生	芝生	890 m <sup>2</sup>	芝生	S59	34		H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
便益施設	水飲場	水飲台		石造	S59	34	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																
													130							15	130								15

概算費用合計 (千円) : 290

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期												
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028			
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028			
	標識	案内板	避難場所	鋼製	S60	33	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	照明施設	公園灯		鋼製	S60	33	25	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
修景施設	芝生	芝生	620 m <sup>2</sup>	芝生	S60	33		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
													215	215						215	1,550					

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)









(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名: 24 川上公園 (総合公園)

供用年度: S42.9.18

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限年	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対 策 内 容 ( 改 築 、 更 新 含 む ) ・ 時 期												
								年度	劣 化 状 況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028			
	塀	緑石	207m	コンクリート	S60	33	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	さく	市民憲章板柵		木製	S60	33	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化が見られるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
修景施設	彫像	木馬		木製	S60	33	20	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	彫像	鐘		鋼製	S60	33	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	池	徒渉池		石造	S60	33	20	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	池	ジャブジャブ池	90 m <sup>2</sup>	石造	S62	31	20	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	水流	滝	57 m <sup>2</sup>	石造	S63	30	20	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	噴水	噴水		石造	S60	33	20	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	水流	遊水路	290m	コンクリート	S61	32	20	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	つき山	つき山		芝生	S60	33		H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	芝生	芝生	26,547 m <sup>2</sup>	芝生	S60	33		H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
													7,550	265	50	465	2,500	9,070	8,300	8,500	19,300	12,700				

概算費用合計(千円): 68,700

※「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ふらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式 2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 25 わらべ公園 (街区公園)

供用年度 : S61.1.20

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期														
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028					
	標識	案内板	避難場所	鋼製	S61	32	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
	照明施設	公園灯		鋼製	S61	32	25	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
修景施設	芝生	芝生	650 m <sup>2</sup>	芝生	S60	33		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化が見られるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降															
													50	65	130									1,550	5,150			50

概算費用合計 (千円) : 6,995

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名： 26 くさぶえ公園 (街区公園)

供用年度：S61.1.20

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期																										
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028																	
管理施設	標識	案内板	避難場所	銅製	S61	32	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全面型	処分制限期間が過ぎていますが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																											
	照明施設	公園灯		銅製	S61	32	25	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全面型	処分制限期間が過ぎていますが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																											
修景施設	芝生	芝生	718 m <sup>2</sup>	芝生	S60	33		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全面型	処分制限期間が過ぎていますが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																											
														100		130								100																

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)







腐食や劣化による公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名： 27 若草中央公園 (近隣公園)

供用年度：S62.3.24

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期															
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028						
	噴水	噴水		石造	S62	31	20	H30 R5	処分制限期間が過ぎており、噴水ポンプは腐食や劣化により作動しないことから改修が必要である。	中	予防保全型	2023年																	
	池	池		コンクリート	S62	31	20	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降																	
	芝生	芝生	2,618 m <sup>2</sup>	芝生	S60	33		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降																	
												1,243	16,082	200		2,410	50		50	5,000	5,000								

概算費用合計 (千円) : 30,035

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)









(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期										
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	







(様式 2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 31 つくし公園 (街区公園)

供用年度 : S63.2.9

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期													
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028				
	標識	注意標識	犬の散歩禁止	木製	S63	30	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
	標識	案内板	避難場所	銅製	S63	30	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
	車止め	車止め		コンクリート	S62	31	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
	照明施設	公園灯	基礎露出	銅製	S63	30	25	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
修景施設	つき山	つき山		芝生	S62	31		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
	芝生	芝生	500㎡	芝生	S62	31		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
													130	315							130	1,550					

概算費用合計(千円) : 2,125

※「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)



(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名: 32 新川公園 (近隣公園)

供用年度: H1.1.27

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容(改築、更新含む)・時期												
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028			
管理施設	車止め	車止め		鋼製	S62	31	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
	車止め	車止め		鋼製	S62	31	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	雨水排水施設	グレーチング		鋼製	S63	30	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	さく	ネットフェンス	44m	鋼製	H01	29	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	さく	バックネット	14m	鋼製	H01	29	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	さく	外周柵(茶)	H=1.50 99m	鋼製	S63	30	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
	さく	外周柵(白)	H=1.20 16m	鋼製	S63	30	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降													
	照明施設	公園灯		鋼製	H01	29	25	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
修景施設	つき山	つき山		芝生	H01	29		H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
	芝生	芝生	3,210 m <sup>2</sup>	芝生	H01	29		H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降													
														50	3,806					50	50			60		

概算費用合計(千円): 4,016

※「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)







(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名: 34 すずらん公園 (街区公園)

供用年度: H1.1.27

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み 年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期													
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028				
	標識	案内板	避難場所	木製	H01	29	7	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
	照明施設	公園灯	基礎露出	銅製	H01	29	25	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降														
	車止め	車止め		コンクリート	S63	30	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
修景施設	つき山	つき山		芝生	H01	29		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
	芝生	芝生	570 m <sup>2</sup>	芝生	S63	30		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降														
													160	30		15		145	50	1,500							

概算費用合計 (千円): 1,900

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)





(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 35 豊洲ビオパーク (総合公園)

供用年度 : H2.7.18

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期										
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
管理施設	雨水排水施設	グレーティング		鋼製	H02	28	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降												
	擁壁	緑石	1.751m	コンクリート	H02	28	60	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	2029年以降												
	擁壁	緑石	H=200m/m 280m	自然石	H02	28	60	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	2029年以降												
修景施設	石組	化粧柱	H=6.00m	石造	H02	28	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降												
	石組	化粧柱	H=7.00m	石造	H02	28	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降												
	花壇	花壇	10	石造	H01	29	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降												
	芝生	芝生	48,680 m <sup>2</sup>	芝生	H02	28		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降												
												150				50	100	2,050	2,050					5,350

概算費用合計 (千円) : 9,750

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)







(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期														
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028					
管理施設	照明施設	公園灯		銅製	H05	25	25	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降															
修景施設	芝生	芝生	420 m <sup>2</sup>	芝生	H05	25		H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降															
	花壇	花壇		ブロック	H05	25	20	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降															
													230													230		

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)  
 ※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)







(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 39 ひよどり公園 (街区公園)

供用年度 : H8.3.29

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期																	
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028								
管理施設	さく	外周柵	格子パイプ製 H=0.9 121m 変形・塗装剥離・錆有り	鋼製	H08	22	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																		
	車止め	車止め	伸縮式ステンレスパイプ	鋼製	H08	22	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																		
修景施設	芝生	芝生	786 m <sup>2</sup>	芝生	H08	22		H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																		
													1,507					100	30												100

概算費用合計 (千円) : 1,737

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)





(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 40 美園公園 (街区公園)

供用年度 : H8.12.12

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期																	
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028								
管理施設	水道	水道メーター		銅製	H08	22	15	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	2029年以降																			
修景施設	花壇	花壇		ブロック	H08	22	20	H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降																			
	芝生	芝生	990 m <sup>2</sup>	芝生	H08	22		H30	処分制限期間は過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	2029年以降																			
														150	30								130	30							

概算費用合計 (千円) : 340

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)





(様式2) 公園施設長寿命化計画調書 (都市公園別)

公園名 : 41 地区別公園等 (地区公園)

供用年度 : H10.4.1

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、改築・更新の考え方等)	対策を踏まえた更新見込み年度	対策内容 (改築、更新含む) ・ 時期																
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028							
管理施設	車止め	車止め		石造	H10	20	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
	さく	外周柵	H=1.1m 624.0m	鋼製	H10	20	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
	さく	ネットフェンス		鋼製	H10	20	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
	くず箱	吸いがり入れ		鋼製	H10	20	18	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆や劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
	引込柱	引込柱		コンクリート	H10	20	42	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
	分電盤	分岐開閉器盤		鋼製	H10	20	25	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
	分電盤	照明用分電盤		鋼製	H10	20	25	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
	雨水排水施設	側溝		コンクリート	H10	20	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
	水道	水道メーター		鋼製	H10	20	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	
修景施設	芝生	芝生		芝生	H10	20		H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降																	
	花壇	花壇		ブロック	H10	20	20	H30	特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2029年以降																	

概算費用合計 (千円) :

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。(「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

※ 「公園施設名」には、都市公園法第二条第二項及び同法施行令第五条、同法施行規則第一条の二で規定する施設名称を記す。(「日陰たな」、「休憩所」、「ベンチ」、「ぶらんこ」、「滑台」、「野球場」、「体験学習施設」、「便所」、「備蓄倉庫」等)

公園施設種類	公園施設名	具体的施設名称	規模等	主要部材	設置年度	経過年数	処分制限期間など	健全度調査			管理類型	長寿命化に向けた具体的対策 (点検方法、対策内容、 改築・更新の考え方等)	対策を踏 まえた更 新見込み 年度	対策内容(改築、更新含む)・時期														
								年度	劣化状況	緊急度				2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028					
園路・広場	広場	入口広場	264 m <sup>2</sup>	平板ブロック	H09	21	15	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
	広場	多目的広場	1,948 m <sup>2</sup>	ダスト	H08	22	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
	広場	大型遊具広場	940 m <sup>2</sup>	ダスト	H08	22	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
	広場	幼児遊具広場	636 m <sup>2</sup>	ダスト	H08	22	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
	広場	多目的広場	630 m <sup>2</sup>	全天候舗装	H08	22	10	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に腐食や破損が目立ち、修繕をすることで利用が可能であることから、緊急な修繕や改築が必要である。	中	事後保全型	処分制限期間が過ぎ、腐食や劣化・破損も見られることから改築が必要である。改築後は日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2026年								部分補修等							
	園路	園路	372m	アスファルト	H09	21	10	H30	処分制限期間が過ぎ、特に異常や劣化は見られない。	低	事後保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
休養施設	休憩所	四阿		木製	H09	21	15	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に腐食や破損が目立ち、修繕や改築が必要である。	中	予防保全型	処分制限期間が過ぎ、腐食や劣化・破損も見られることから改築が必要である。改築後は日常的な維持管理により異常や劣化が確認された場合はその都度修繕を行う。	2026年														改築更新	
	休憩所	休憩所広場	110 m <sup>2</sup>	平板ブロック	H08	22	40	H30	部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無い。	低	予防保全型	日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降															
	野外卓	野外卓		木製	H09	21	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に劣化がみられるが、特に修繕の必要は無いが、塗装については再塗装が必要である。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎていることから、日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2029年以降															
	ベンチ	背なしベンチ		木製	H08	22	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
	ベンチ	背なしアニマルベンチ		木製	H09	21	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
	ベンチ	背なしアニマルベンチ		木製	H09	21	7	H30	処分制限期間が過ぎ、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	低	予防保全型	処分制限期間が過ぎているが、特に異常や劣化は見られないことから、部分的に発錆は見られるが、特に異常や劣化は見られない。	2029年以降															
遊戯施設	コンビネーション	木製コンビネーション	劣化：踊場格子腐朽・固定不良、枠木腐朽、床板腐朽・摩耗、変木腐朽、支柱腐朽、ネット丸太割れ、ネット磨耗・ほつれ、やぶれ、境界柵支柱欠け	木製	H10	20	7	H30	処分制限期間が過ぎ、腐食や破損が目立ち重度の傷害、あるいは恒久的な障害をもたらす状態となっていることから、使用中止の措置の検討が必要となるなど、緊急な修繕や改築が必要である。	高	予防保全型	処分制限期間が過ぎ、腐食や破損・劣化が目立つなど、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態となっていることから、早期の改築が必要である。改築後は日常点検及び定期点検で維持管理を行い、修繕が必要な場合はその都度修繕を行う。	2020年		改築更新	改築更新	改築更新	改築更新							部分補修等		部分補修等	
































(様式3) 公園施設長寿命化計画調書 (公園施設種類別現況)

公園施設種類	公園施設名	設置公園数	主 な 公 園 施 設 の 現 況 写 真	
運動施設	ゲートボール場	2	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">運 動 施 設</div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">園 路 広 場</div>
	さく	4		
	サッカーゴール	1		
	ダッグアウト	1		
	テニスコート	2		
	パークゴルフ場	1		
	バスケットボールゴール	1		
	野球場	2		
	リハビリテーション運動施設	1		
	運動用具倉庫	1		
園路・広場	園路	17	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">管 理 施 設</div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">管 理 施 設</div>
	広場	20		
管理施設	さく	36	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">休 養 施 設</div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">休 養 施 設</div>
	くず箱	4		
	水道	4		
	電柱	1		
	引込柱	3		
	標識	43		
	分電盤	4		
	放送塔	1		
	雨水貯留施設	1		
	雨水排水施設	10		
	管理事務所	2		
	掲示板	7		
	車止め	32		
	照明施設	41		
	倉庫	2		
緑石	15			
門	7			
擁壁	2			
休養施設	ベンチ	40	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">教 養 施 設</div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">教 養 施 設</div>
	野外卓	18		
	休憩所	26		
教養施設	動物舎	1	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">修 景 施 設</div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">修 景 施 設</div>
	記念碑	1		
	体験学習施設	1		
修景施設	花壇	11		
	水流	1		
	彫像	4		
	つき山	10		

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。  
 (「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)

(様式3) 公園施設長寿命化計画調書 (公園施設種類別現況)

公園施設種類	公園施設名	設置公園数	主 な 公 園 施 設 の 現 況 写 真	
修景施設	日陰たな	1		
	芝生	40		
	石組	1		
	池	3		
	飛石	1		
	噴水	3		
便益施設	便所	23		
	水飲場	23		
	駐車場	8		
	駐輪場	4		
	時計台	3		
	手洗場	2		
	売店	1		
遊戯施設	コンビネーション	13		
	ブランコ	32		
	安全柵	31		
	シーソー	13		
	滑台	25		
	鉄棒	18		
	雲梯	4		
	ジャングルジム	2		
	クライム	1		
	小動物	2		
	スプリング遊具	2		
	はん登棒	1		
	プレイウォール	1		
	木製遊具	1		
	砂場	10		
健康遊具	3			
				

※ 「公園施設種類」には、都市公園法第二条第二項で規定する施設名称を記す。  
 (「園路及び広場」、「修景施設」、「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」、「便益施設」、「管理施設」、「その他の施設」)